

権利擁護相談担当職員（嘱託職員）募集要項

三木市社会福祉協議会職員を募集します。

《受付期間》令和3年6月7日（月）～6月21日（月）

1 業務内容・受験資格・採用予定人数

業務内容	権利擁護に関する相談及び事務、その他付随する業務
勤務地	相談支援課 権利擁護デスク (三木市大塚1-6-40 三木市総合保健福祉センター内)
受験資格要件等	普通自動車運転免許（AT限定可、ペーパードライバー不可） 社会福祉士資格保持が望ましい
採用予定人数	1名

※次に該当する方は受験できません。

禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

2 勤務条件など

勤務日及び時間	月～金曜日 8:30～17:15 ※休憩時間45分
休日	ア 土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12/29～1/3) イ 業務上必要がある場合は、上記休日を他の労働日と振替えることがあります。
休暇	年次有給休暇等は、労働基準法の規定により付与します。
給料	ア 月額184,800円（社会福祉士資格所持者） イ 月額156,240円（無資格者） ※その他手当は、本会規定により支給します。※賞与2.25か月分（R2実績）

3 受験手続方法

- (1) 履歴書に、写真貼付・志望理由・応募職種・その他必要事項記入の上、三木市社会福祉協議会 法人運営課まで郵送または窓口まで提出ください。
- (2) 受付期間 6月7日（月）～6月21日（月）
午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）※郵送の場合は、6月21日（月）必着

4 受験日時・選考方法

個別による面接にて採用試験を行います。

面接日 6月22日（火）～ 6月24日（木）の期間で実施（予定）

（面接時間等は後日連絡します。）

※面接試験日は、定められた時間までに試験会場においでください。

5 合格から採用まで

- (1) 試験結果は、合格にかかわらず全員に通知します。（郵送）
- (2) 採用日は令和3年8月1日予定です。（応相談）
- (3) 採用後は、3か月の条件付試用期間があります。

6 採用されない場合

合格者が次に該当した場合は、採用されません。

試験申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしていることが判明した場合

《問合せ、送付先》社会福祉法人 三木市社会福祉協議会

所在地：〒673-0413 三木市大塚1丁目6番40号 電話：0794（82）4043

担当：法人運営課 道本（みちもと）、則内（すのうち）